

Q6.「入院を必要とする程度の医療」とは、具体的にどのような場合ですか。

A.医薬品の副作用による疾病について、必ずしも入院治療が行われる場合に限定されるものではなく、入院治療が必要と認められる場合であっても、やむを得ず自宅療養を行っている場合でも、救済の対象になります。

なお、入院している場合であっても、医薬品の副作用による疾病だけをみると入院治療を必要とする程度であると認められないときは、救済の対象になりません。

Q7.「日常生活が著しく制限される程度の障害の状態」とは、どの程度の症状をいうのですか。

まず、この制度で障害の状態とは、症状が固定している状態、又は症状が固定しないまま初診日から1年6ヶ月を経過した後の状態をいいます。

支給の対象となる障害は、次の「1級」と「2級」に該当する程度の状態です。

1. 1級の障害：日常生活の用を自分ですることができない程度の障害
2. 2級の障害：日常生活に著しい制限を受ける程度の障害
(より具体的には、別表「障害の程度」参照。)

Q8.副作用救済給付の種類や給付額はどのようになっていますか。

A.副作用救済給付の種類は、次のとおりです。

1. 医療費
2. 医療手当
3. 障害年金
4. 障害児養育年金
5. 遺族年金
6. 遺族一時金
7. 葬祭料

それぞれの給付額は、別表「給付の種類別給付額」をご覧下さい。また、各給付の対象となる健康被害の内容、請求期限等は、「医療費等の請求手続き」をご覧下さい。

Q9.副作用救済給付を受けることができる人が死亡した場合はどうなりますか。

A.医療費、医療手当、障害年金、障害児養育年金、遺族年金、遺族一時金及び葬祭料を受けることのできる人が死亡した場合において、その死亡した人に支給すべき副作用救済給付で、まだその人に支給していなかったものがあるときは、その人と生計を同じくしていた遺族のうち最優先順位の人がその支給を請求することができます。

この未支給の副作用救済給付を請求することができる場合は次のとおりです。

1. 請求することができる人が未請求のまま死亡した場合
2. 請求中に死亡した場合
3. 同じように支給決定後に死亡した場合

ただし、1.の場合においては、障害年金、障害児養育年金、遺族年金についての未支給の副作用救済給付はありません。

なお、未支給の副作用救済給付を受けることができる同順位者が二人以上いるときは、その一人が行った請求は、全員のためその全額につき行ったものとみなされ、その一人に対して行った支給は、全員に対して行ったものとみなされます。

具体的な請求方法等については、「医療費等の請求手続き」もご覧下さい。